

西区地域活動支援コーナー 利用規約

令和7年4月1日作成

令和8年3月1日改正

1. 利用対象

主として西区民（西区在住・在学・在勤の方）で構成され、西区内で協働と参画のまちづくりを推進する地域活動団体及び協働と参画のまちづくりに関心を持ち自ら実践しようとする団体、個人です。

また、西区地域活動支援コーナー（以下、「当施設」という）は、以下の目的や用途に利用することはできません。

- (1) 個人的な利用
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教的又は政治的な活動のための利用
- (4) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 飲食を主目的とする利用
- (6) 区役所の業務の妨げとなる行為を伴う利用
- (7) 第三者に迷惑や不快感を与える又はその恐れのある行為を伴う利用
- (8) その他区長が不相当と認める利用

2. 利用登録

- (1) 当施設を利用する場合は事前に利用登録が必要です。「西区地域活動支援コーナー利用登録申請書（様式1号）」を、メール・FAX・郵送・来庁のいずれかの方法で西区地域協働課（以下、「地域協働課」という）へ提出してください。
- (2) 登録内容に変更があった場合は、速やかに「西区地域活動支援コーナー利用登録変更届（様式3号）」を提出してください。ただし、団体構成員の大幅な変更により西区在住・在学・在勤の方が半数以下になった場合や、活動内容が当初と大幅に変更になった場合は、改めて利用登録が必要です。

3. 利用可能時間

- (1) できるだけ多くの方に当施設をご利用いただくために、利用時間は2時間までとします。2時間を超える利用を希望する場合は、事前に地域協働課へ相談してください。その場合でも、他の利用者が来られたら譲り合って利用してください。（貸切利用はできません。）
- (2) 当施設は西区役所の庁舎の一部であるため、区役所が業務で利用する時間帯は利用できません。利用できない日時は、あらかじめホームページに掲載しますので確認してください。

4. 利用方法

- (1) ミーティングスペース（10名程度が着席できるテーブル席）

① 予約方法

- ・ 受付開始日：利用日の前月1日（先着順）
- ・ 申込手順：予約状況を確認のうえ、「西区地域活動支援コーナー利用（予約）申請書」（以下、「利用申請書」という）を提出してください。

② 当日の利用方法

- ・ 利用申請書を提出してください。事前に予約した場合は提出不要です。
- ・ 予約優先、先着順です。

(2) コミュニケーションスペース（2～3名が着席できるテーブル席、ソファ席）

- ・ 予約制ではありません。先着順です。
- ・ 利用申請書を提出してください。

(3) 印刷機（輪転機）

① 予約方法

- ・ 受付開始日：利用日の前月1日（先着順）
- ・ 申込手順：当施設ホームページから予約ページに進み、必要事項を入力してください。

② 当日の利用方法

- ・ 利用申請書を提出してください。
- ・ 予約優先、先着順です。
- ・ 印刷用のICカードを渡しますので、各自で使い方の掲示を参照して利用してください。

③ その他

- ・ 印刷用紙は持参してください。
- ・ 1枚の原稿あたり30枚以上印刷する場合のみ利用できます。
- ・ 印刷機は単色（黒）、片面印刷で、大量印刷向きです。両面印刷をする場合は、片面ずつ印刷してください。
- ・ 利用後、地域協働課へ印刷物を1部提出してください。

(4) 地域団体用ロッカー

地域団体の備品保管用に、先着順でダイヤルロック式のロッカーを貸出しています。

① ロッカーのサイズ

- ・ 小 12室 内寸 W412×D408×H364（内部2段棚 上段H99、下段H265）
- ・ 大 3室 内寸 W818×D340×H282

② 申込方法

- ・ 「地域活動支援コーナーロッカー利用申込書」を提出してください。
- ・ 西区役所と契約を締結し、ロッカー利用料をお支払いいただきます。1年契約です。

(5) その他貸出備品

Webカメラ、イヤフォン、マイク付きヘッドフォンを貸出しています。

「地域活動支援コーナー備品貸出簿」を記入してください。

5. 利用上の注意事項

- (1) 利用後は片付けや机上の清掃を行い、ごみは持ち帰ってください。
- (2) 飲食を主とする目的で利用することはできません。飲酒・喫煙は禁止です。
- (3) 利用中に当施設の器物等を破損した場合、器物等を原状に復するための修繕費等を負担いただきます。
- (4) 駐車サービス券の交付は行っていません。
- (5) 当施設の貸切利用はできません。
- (6) 規約に記載のない事項は、西区地域活動支援コーナー設置要綱及び神戸市の条例、その他関連法令に基づき対応します。